

## 町営住宅の退居について（お知らせ）

◎ 退去の10日前までに「立退届」又は「明渡し届」を提出してください。

①引越日が決まりましたら電気・ガス（シーライン以外）、テレビの停止をそれぞれに連絡してください。

九州電力(株)                    ☎ 0120-986-305（全団地）

友田プロパン店                ☎ 52-2826（新田第1、第3、平尾団地）

からつプロパンセンター      ☎ 78-1316（新田第2団地）

ネットフォー(株)              ☎ 82-5970（加入者）

BBIQ                              ☎ 0120-86-3727（加入者）

※上下水道についてはまちづくり課で手続きをします。

②家具の撤去が終わりましたら部屋の状況確認を行います。立会に都合の良い日をご連絡ください。

③立会確認後にカギ返却をした時点で退去となります。退居月の住宅使用料を日割計算（退去日によっては事務処理期間上、日割分を後日還付する場合があります）しますので後日送付する納付書にてお支払いください。

④畳替えや清掃・補修等の個人負担分は敷金と相殺し、不足分があればお支払いいただきます。退去後にまちづくり課から見積・発注し、個人負担分を算定したところで通知します。

⑤退居・引越が完了しましたら、速やかに住所変更手続きをしてください。

⑥学校・保育所・金融機関・各種保険・NHK・その他諸々、住所変更の届出をしてください。郵便局や各種会員登録の住所変更も忘れずに。退去後町営住宅に届いた郵便物についてはご連絡します。

※町税や水道料金、下水道料金など、滞納がある場合は、退去するまでに精算してください。

連絡先

まちづくり課 52-2156